

平成 27 年度第 4 回入札監視委員会 審議概要
(工事及び測量・建設コンサルタント等業務)

| | | |
|---------------------------------|---|--------|
| 開催日・場所 | 平成 28 年 2 月 17 日（水） J R A 六本木事務所 9 階第 1 会議室 | |
| 委員 | 加野 理代（弁護士） 釘宮 正徳（公認会計士） 深井 一夫（大学非常勤講師） 古田 啓昌（弁護士） 本間 正義（大学教授） | |
| 審議対象期間 | 平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日 | |
| 抽出案件 | 総件数 66 件 | （備考） |
| 一般競争 | 7 件 | |
| 指名競争 | 38 件 | |
| 随意契約 | 8 件 | |
| 測量・建設 コンサルタント | 13 件 | |
| | 意見・質問 | 説明・回答 |
| 委員からの 意見・質問 それに対する 回答等 | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による 意見の具申・ 勧告の内容 | 特になし | |

平成27年度第4回入札監視委員会 審議概要

【工事及び測量・建設コンサルタント等業務契約】

| 意見・質問 | 説明・回答 |
|--|---|
| <p>〔工事契約〕 ○一般競争契約</p> <p>【美浦トレーニング・センター厩舎改築（第1期）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札業者3社のうち1社が無効であるが、何か理由があるか。 ・ 本工事は厩舎改築工事であるが、建物の用途に合致した内容で競争参加資格を設定したほうが良いのではないか。 ・ 入札に参加したのは3社であったが、想定どおりか。 <p>○指名競争契約</p> <p>【京都競馬場無停電電源設備更新工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札業者以外の4社の指名業者が入札辞退であるが、何か理由はあるか。 ・ 過去の同種工事における入札経緯は。 ・ 1者応札の場合、競争性が働かないことから、別の機会に改めて入札を行うことはできないのか。 <p>○随意契約</p> <p>【新潟競馬場アイビススタンドエレベータ更新工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存部品を再利用する計画であるが、何か理由はあるか。 ・ 本件は設置した業者しか施工ができない性質の工事か。 <p>〔測量・建築コンサルタント等業務契約〕 ○指名競争契約</p> <p>【福島競馬場調整ルーム空調設備更新工事設計等業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格よりもかなり安価な金額での落札となったが、理由は何か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同社については、開札時に提出した工事費内訳書に錯誤があり、工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なるため、本会入札心得の規定により無効とした。 ・ 本件は大規模工事であり、一定数の入札参加業者を確保する必要があったことから、今回の競争参加資格とした。 ・ 大規模工事のため、競争参加資格として大規模工事の施工実績を求めていること、美浦地区という地域性から、大規模工事の施工可能業者はある程度限定されると考える。 ・ 各社事情があったようだが、例えば技術者不足等が理由であったと聞いている。 ・ 複数応札となったケースもあるが、1者応札となったケースもある。 ・ 予定価格内での入札がなされている以上、改めての入札は困難と考える。 ・ 状態を調査した結果、再利用可能であり、工事金額の低減に資することから再利用することと判断した。 ・ 本件はエレベータの昇降路の特殊性から、既設業者しか施工できないと考えたが、他に施工可能な業者の有無を確認するため、公募に付したものである。 ・ 設計内容が比較的簡単であったことが理由として考えられる。 |

平成 27 年度第 4 回入札監視委員会 審議概要
(調達契約及び役務契約)

| | | |
|---------------------------------|--|--------|
| 開催日・場所 | 平成 28 年 2 月 17 日 (水) J R A 六本木事務所 9 階第 1 会議室 | |
| 委員 | 加野 理代 (弁護士) 釘宮 正徳 (公認会計士) 深井 一夫 (大学非常勤講師) 古田 啓昌 (弁護士) 本間 正義 (大学教授) | |
| 審議対象期間 | 平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日 | |
| 抽出案件 | 総件数 635 件 | (備考) |
| 一般競争及び 指名競争契約 (調達契約) | 173 件 | |
| 一般競争及び 指名競争契約 (役務契約) | 224 件 | |
| 随意契約 (調達契約) | 19 件 | |
| 随意契約 (役務契約) | 219 件 | |
| 委員からの 意見・質問 それに対する 回答等 | 意見・質問 | 説明・回答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による 意見の具申・ 勧告の内容 | 特になし | |

平成27年度第4回入札監視委員会 審議概要

【物品又は役務の調達及び物件の賃借契約】

| 意見・質問 | 説明・回答 |
|--|--|
| <p>○一般競争及び指名競争入札（調達契約）</p> <p>【JRAネット関連機器（ノート型パソコン）（再入札）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノート型パソコンは、以前の調達分を含めて同一メーカー製であるか。 ・本件は再入札であるが、1回目の入札の概要は。 ・再入札を辞退した業者は、調達台数の確保が不可能であったようであるが、よくある事例か。 ・1回目の入札が不調であったが、何か理由があるか。 ・1回目の入札が正しい予定価格で行われていた場合、落札となったか。また、再入札になったことで、結果的には更に安価で調達することができたか。 <p>○一般競争及び指名競争入札（役務契約）</p> <p>【マネージド・プリント・サービスの提供業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2社の入札であったが、落札金額と予定価格の間、予定価格ともう1社の入札金額の間、それぞれの金額の開きがあるが、何か理由はあるか。 ・総合評価方式での採点結果表には落札業者の得点のみ記載しているが、開札前に全ての入札参加者の審査を行ったか。 <p>○随意契約（調達契約）</p> <p>【学術用書籍の製作】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術用書籍の日本語版を製作する必要性として、何かあるか。 ・学術用書籍の製作に際しての計画や基準を規定した内規はあるか。 ・費用便益の点から、本書籍を商業出版させて、それに対して補助を行う方法もあるが、検討を行ったか。 ・外部獣医師団体にも配付予定であるが、本会内限定の利用目的から問題は無いか。 <p>○随意契約（役務契約）</p> <p>【平成28年度BS11における競馬中継の実施業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、契約業者にしか実施できない業務か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・規定する仕様を満たした製品であれば、メーカーは問わないため、複数メーカーの納入実績がある。 ・1回目は9月3日に実施し、7社が仕様説明会に参加して、5社が応札した。 ・再入札となったことから、日程が厳しくなり対応できなかったと認識している。 ・1回目の予定価格の積算に誤りがあったために不調となった。 ・再入札での落札業者と同じ業者により落札されていた。仮に1回目の入札が正しい予定価格で行われていても、落札金額・業者は変わらない。 <ul style="list-style-type: none"> ・落札業者は従前の業務の請負業者であり、契約台数の増加によるスケールメリットが生じたことで低額での入札が可能となったと思われる。もう1社については仕様説明会で印刷予定枚数を提示したものの、繁忙期のリスクを大きく評価したことで高額になったと推測する。 ・入札金額が予定価格の範囲内の参加業者を提案競技審査の対象としているため、予定価格を超過した参加業者は失格となり審査対象外である。 <ul style="list-style-type: none"> ・原版より閲覧が容易となること、臨床現場で手引書とする際の理解促進が図られることである。 ・特に設定していない。 ・本書籍は学術用書籍で広く一般に流通するものではないため、本会が部数を限定して製作したものであり、商業出版に対して補助を行う手法は検討していない。 ・謹呈品としての使用を含めた条件で著作権使用許諾を得ていることから、問題は無い。 <ul style="list-style-type: none"> ・契約業者以外の実施は不可能ではないかと考える。 |

平成27年度第4回入札監視委員会 審議概要

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・本業務は、公募ではなく一般競争入札または指名競争入札に付すことは可能ではないか。・取扱代理店の変更等、放送局が特定の放送枠についての取扱いを変更することはあるか。・公募公示から業務開始までが短期間であり、他社が参加意思表示できない日程になっていないか。 | <ul style="list-style-type: none">・放送局側が各放送枠に関する編成権をもっており、放送枠ごとに担当する各広告代理店に広告枠の販売業務を取扱わせていることから、当初から競争入札に付すことは馴染まないと考える。・番組が変わること、スポンサーが変わること等で取扱いを変更する可能性もあるが、番組が継続している状況で、取扱いを変更することはないと思われる。・次年度の契約については次年度の競馬開催日程の確定後に、公募公示や入札公告を行っており、また、国の基準に則って期間を確保しており、問題ないと考える。 |
|---|---|